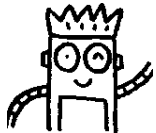


さいばん 裁判は、なぜ3回もできるの



まちがった判決を出さないよう、しんちょうで正確な裁判を行うためだよ

だいいっしん
第一審の判決に不満な人は こうそ 控訴する

さいばんしょ
裁判所は、上から さいこうさいばんしょ 最高裁判所、こうとうさいばんしょ 高等裁判所、ちほうさいばんしょ 地方裁判所・かていさいばんしょ 家庭裁判所、かんいさいばんしょ 簡易裁判所の四つの かいきゅう 階級 があります。裁判は、うったえを起こすこと（きそ 起訴、または こうそ 公訴の提起）によって始まります。ふつうは、か が第一審（1回目の裁判）を行います。第一審の判決に不満な人は、より上級の裁判所に、判決を取り消すよう、または変えるよう、うったえることができます（こうそ 控訴）。

こうそしん
控訴審の判決に不満な人は じょうこく 上告 する

控訴審（第二審）によって出た判決に不満な人は、より上級の裁判所にうったえることができます（上告）。が第一審である場合は、控訴審は高等裁判所が、じょう 上告審（第三審）は最高裁判所が行います。このように、一つの事件について、3回まで裁判を受ける権利が保障されていることを、裁判の さんしんせい 三審制 といいます。三審制がとられている理由は、しんちょうで正確な裁判が行えるようにするためです。上告審では、控訴審の判決が、けんぽう 憲法・いはん 法律に違反していないか、理解のしかたがまちがっていないか、判例（今までの判決の例）とちがっていないかを しんさ 審査 します。この3回の裁判によって、判決が確定します。

さいしんせいど
再審制度もある

判決が確定した後も、その判決に、事実をまちがえていたなどの重大な あやま 誤り があったときは、それを理由として裁判所に、判決の取り消しと、もう一度裁判をすること（再審）を求めることができます。これを再審制度といいます。実際に再審が行われるのは、たいへんまれなことです。